

政令番号340 ビフェニル

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和元年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	8.3E+1			83.0		3.8E+2	380.0	463.0
8	茨城県	1.6E+1			16.1		1.0E+2	102.8	118.9
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	1.2E+2			124.4				124.4
13	東京都								
14	神奈川県	7.6E+0			7.6				7.6
15	新潟県	1.0E+2			100.0				100.0
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県	1.4E+0			1.4				1.4
24	三重県	2.0E+0			2.0		2.5E+3	2,500.0	2,502.0
25	滋賀県								
26	京都府						4.2E+3	4,200.0	4,200.0
27	大阪府								
28	兵庫県						6.0E-1	0.6	0.6
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	2.1E+2			214.3		5.0E+2	500.0	714.3
34	広島県								
35	山口県	3.6E+0			3.6				3.6
36	徳島県								
37	香川県						5.9E+2	594.0	594.0
38	愛媛県						2.7E+2	270.0	270.0
39	高知県								
40	福岡県	1.3E+2			130.1				130.1
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		6.8E+2			682.5		8.5E+3	8,547.4	9,229.9

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。